*「親会社・子会社・支店等に対する信用危険のてん補の制限」*

別添２

*の範囲について*

|  |
| --- |
| 凡例：現行の親会社・子会社・支店等（信用危険は不てん補）***今回の改正で、現行に追加される親会社・子会社・支店等******（信用危険は不てん補）***議決権*50%超*を保有議決権*50%以下*を保有取締役等を*派遣**本支店*関係 |

|  |
| --- |
| **一　被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。）** |

例１－１（被保険者が本店の場合）

被保険者（本店）

支店

例１－２（被保険者が支店の場合）

本店

支店

被保険者（支店）

|  |
| --- |
| **二　被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社** |

* *資本関係については、直系は無制限、傍系は２親等まで。*

|  |
| --- |
| **イ　被保険者の親会社又は子会社** |

* *「親会社」とは他の法人の議決権50%超を保有し、「子会社」とは議決権50%超を保有される法人。また、間接的に議決権を保有される法人も「子会社」とみなす。よって、尊属・卑属とも議決権50%超を保有しているのであれば、どこまでも対象。*

*なお、「直接親会社」「直接子会社」とは、それぞれ親会社のうち直接保有している法人、子会社のうち直接保有されている法人を指す。*

例２－イ－１（単独で50%超を保有）

尊属会社

直接親会社

直接子会社

卑属会社

**被保険者**

例２－イ－２（２社以上の合計で50%超を保有その１）

直接子会社

株主Ａ

卑属会社

尊属会社

**被保険者**

※「株主Ａ」は被保険者の50%超を保有していないため、「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

例２－イ－３（２社以上の合計で50%超を保有その２）

直接子会社A

卑属会社

尊属会社

株主Ａ

直接子会社B

株主B

**被保険者**

※「株主Ａ・Ｂ」は被保険者の50%超を保有していないため、「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

例２－イ－４（「信用危険不てん補」とならない場合その１）

直接子会社

直接親会社

上流会社

関連B

関連A

**被保険者**

株主Ａ

※「上流会社」「株主Ａ」は被保険者の50%超を直接・間接とも保有していない。

「関連Ａ・Ｂ」は被保険者が50%超を直接・間接とも保有していない。

なお、「直接親会社」は被保険者の50%超を保有、「直接子会社」は被保険者が50%超を保有しているため、「信用危険不てん補」となる。

|  |
| --- |
| **ロ　被保険者の直接親会社の直接子会社** |

* *いわゆる「兄弟会社」を規定。*

*例２－ロ－１（兄弟会社）*

**被保険者**

兄弟会社

直接親会社

※「直接親会社」は第２号イにて該当

例２－ロー２（「信用危険不てん補」とならない場合その２）

直接親会社

**被保険者**

尊属会社

親族会社

※上図の「親族会社」と被保険者はいわゆる「おじ・甥」の関係。直接親会社の直接子会社ではない。

なお、「尊属会社」「直接親会社」は第２号イにて該当。

|  |
| --- |
| **ハ　議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか２者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）** |

* *被保険者(and/or)子会社の保有割合が50%以下のため子会社とはならないが、親会社を含めると50%を超える法人（共同支配会社～子会社と兄弟会社の中間～）を規定。*

例２－ハ－１（共同支配会社）

共同支配会社

直接子会社

直接親会社

**被保険者**

※被保険者+直接子会社≦議決権50%、且つ直接親会社+被保険者+直接子会社＞議決権50%。

パターンは[直接親会社+被保険者+直接子会社]or[直接親会社+被保険者]or[直接親会社+直接子会社]の3通り。

「被保険者+直接子会社」は第2号イ(例2-イ-2)にて該当。

「直接親会社」「直接子会社」は第２号イにて該当。

例２－ハー２（「信用危険不てん補」とならない場合その３）

関連Ａ

卑属会社

尊属会社

中略

中略

**被保険者**

※上図の「尊属会社」「卑属会社」は直接親会社・直接子会社ではないため、「関連Ａ］は「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

「尊属会社」「卑属会社」は第２号イにて該当。

|  |
| --- |
| **ニ　イ、ロ及びハに該当する法人の支店** |

|  |
| --- |
| **三　被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社** |

* *人的関係は２親等まで。「取締役等」は派遣先にて代表者・取締役等に就く者を指し、派遣元における肩書きは問わない。*

|  |
| --- |
| **イ　被保険者が取締役等を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人** |

* *人的関係についての規定その１（人的関係のみ）。*

例３－イ－１（取締役等の派遣その１）

派遣先B

派遣先A

派遣元A

派遣元B

**被保険者**

例３－イ－２（「信用危険不てん補」とならない場合その４）

派遣先A

派遣元A

派遣元B

**被保険者**

派遣先B

※「派遣元Ａ」が別途取締役等を派遣している「派遣先Ｂ」、「派遣先Ａ」に取締役等を派遣している「派遣元Ｂ」については、被保険者は内容を知り得ないため、「信用危険不てん補」の範囲には含めない。

例３－イ－３（「信用危険不てん補」とならない場合その５）

派遣元A

派遣元B

派遣元C

**被保険者**

※「派遣元Ｃ」の情報については、被保険者が知り得る可能性は低いため、「信用危険不てん補」の対象からは除外。「派遣先」についても同様。

|  |
| --- |
| **ロ　被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社** |

* *人的関係についての規定その２（人的関係にある法人の直接親会社・直接子会社）。*

例３－ロー１（取締役等の派遣その２）

派遣先

派遣元

（派遣元の）直接親会社

**被保険者**

（派遣元の）直接子会社

（派遣先の）直接子会社

※「派遣元」「派遣先」は第３号イにて該当

例３－ロ－２（「信用危険不てん補」とならない場合その６）

（派遣先の）直接親会社

派遣先

**被保険者**

※「派遣先の直接親会社」の情報は被保険者が知り得る可能性は低いため、「信用危険不てん補」の範囲には含めない。「派遣先」は第３号イにて該当。

|  |
| --- |
| **ハ　被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人** |

* *人的関係についての規定その３（直接親会社・直接子会社と人的関係にある法人）。*

例３－ハー１（取締役等の派遣その３）

直接子会社

**被保険者**

直接親会社

派遣先

派遣元

派遣先

※「直接親会社」「直接子会社」は第２号イにて該当。

例３－ハ－２（「信用危険不てん補」とならない場合その７）

卑属会社

直接子会社

尊属会社

**被保険者**

中略

派遣先B

派遣元B

派遣元A

派遣先A

※これら「派遣先Ａ・Ｂ」「派遣元Ａ・Ｂ」の情報は、被保険者が知り得る可能性は低いため、「信用危険不てん補」の範囲には含めない。

|  |
| --- |
| **ニ　イ、ロ及びハに該当する法人の支店** |

|  |
| --- |
| **四　その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社** |

派遣元A

派遣元